

「墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題」検討結果

19（優先度C1）	
検討課題	<b>区民等の参加及び意見反映の機会確保</b>
議会基本条例の条文	<p>（区民参加の推進）          第20条 議会は、区民等との連携を推進し、区政の課題に対処するため、必要に応じて、議会活動に区民等が参加することができる機会及び区民等の意見を反映させる機会を確保するものとする。</p>
具体的な運用方法等	<p>1 区議会に関するアンケートの実施について          （1）区議会だより          区議会だより第180号（平成25年8月6日発行）の紙面上で実施した方法を参考として、令和3年度から、6月議会号において隔年実施する。          なお、質問項目、実施方法等の詳細については、区議会広報委員会において協議するものとする。          （2）アンケートサイト          アンケートサイトを構築し、これを恒常的に公開する。アンケートの集計は、一定期間ごとに行い、区議会だより定例議会号について協議する区議会広報委員会において報告する。          また、アンケートサイトにアクセスできるQRコードを作成し、区議会だより、定例議会ポスター、傍聴者への注意事項などに記載し、アクセス性の向上を図るものとする。          （3）議事堂以外で開会する委員会          委員会を議事堂以外で開会する場合は、議会改革特別委員会の前例を参考として、傍聴者アンケートを実施する。</p> <p>2 中学生区議会について          中学生区議会は、企画経営室・教育委員会・区議会の三者共催で実施しており、区議会も実施主体の一つであることから、これまで事前研修の場において議長による講話や事務局による議会制度説明などを行ってきたが、今後、議員が中学生議員と交流を行うなど、議会の関わりをより強化していくよう調整を行っていく。</p> <p>3 議会における意見交換会等の開催について          墨田区議会基本条例第20条の規定に基づく区民等との意見交換会等については、政策会議において、その都度、開催の是非及び開催する場合のテーマ、実施方法等を協議し決定する。          ついては、検討課題 14「政策会議」の検討結果について、別紙のとおり変更するよう議長に申し入れるものとする。          【成人を祝うつどい実行委員会委員の声を聴く会の開催について】          若者から意見を聴くとともに、ホームページやSNSを活用した議会からの情報発信の効果を確認するため、来年度、成人を祝うつどい実行委員会委員の声を聴く会の試行的な開催について検討する。</p>
その他	

「墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題」検討結果（変更案）

NO. 14	優先度 B 2	変更箇所：赤字部分
検討課題	政策会議	
条文	<p>（政策会議）</p> <p>第16条 議会は、政策立案及び政策提言を推進するため、毎年1回以上、政策会議を開催するものとする。</p> <p>2 政策会議は、政策立案及び政策提言に関する事項を議長に提案することができる。</p> <p>3 政策会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p>	
具体的な運用方法等	<p>1 位置付け 非公式の会議体とし、会議は非公開とする。 ただし、委員外議員の傍聴は可とする。</p> <p>2 協議事項 （1）議会の政策立案及び政策提言のテーマ選定並びに当該テーマを調査・検討する特別委員会の設置に関すること。 （2）特別委員会の見直しに関すること。 （3）墨田区議会基本条例第20条の規定に基づく区民等との意見交換会等について、開催の是非及び開催する場合のテーマ、実施方法等に関すること。</p> <p>3 委員の構成 （1）交渉会派についてはその所属議員数を、交渉会派以外の会派及び会派に所属しない議員についてはその合計議員数を、それぞれ3で割った数（端数切捨て）の委員を選出し、委員の中から正副座長を選出する。 （2）委員の任期は、毎年、招集議会の日から1年間とする。 ただし、令和元年度については、委員選出の日から次年度の招集議会の日までとする。 （3）任期途中で委員を交替しようとするときは、議長の許可を得なければならない。</p> <p>4 開会時期 政策会議は、座長が毎年4月に招集し、招集議会までに検討結果をまとめる。 ただし、座長が必要があると認めるとき又は議長若しくは委員定数の4分の1以上の委員から要求があったときは、臨時に開くことができる。</p> <p>5 議事 （1）原則として全会一致とする。 ただし、座長がやむを得ないと認める場合には、出席委員の過半数をもって決定することができる。 （2）座長は、必要があると認める場合には、関係理事者の出席を求めることができる。</p> <p>6 報告書の作成及び公表 （1）座長は、検討結果を報告書にまとめ、議長に提出する。 （2）議長は、当該報告書を速やかに区議会ホームページにおいて公表し、直近の区議会だよりによりその概要を掲載する。</p> <p>【予算を伴う議会提出条例案の区長との事前調整について】 （1）委員会が予算を伴う条例を提案する場合、当該委員会は、必要な予算上の措置に関して、あらかじめ区長と十分に調整を行う。 （2）会派又は議員が予算を伴う条例を提案する場合の取り決めについては、各派交渉会、議会運営委員会など、然るべき場において改めて協議するよう、議長に申し入れる。</p>	
関係例規の改正等	例規等の題名	
	改正等の内容	